

令和5年度第4回地域密着型サービス運営委員会 報告書

日 時：令和5年12月22日（金）19時40分～

場 所：米子市役所本庁舎4階401会議室

出席者：委員（6名）※敬称略

遠藤太一（委員長）、高野和男（副委員長）、吉田みつ、田村篤人、長岡文代、
辻谷由美

事務局（3名）

足立長寿社会課長、荒松介護保険第二担当係長、秦介護保険第二担当主任

傍聴者：0名

議事内容

（1）住宅型有料老人ホームから介護付き有料老人ホームへの移行希望事業者について

（米子市からの説明）

有料老人ホームの、「住宅型」と「介護付き」の違い、今回の事業者の移行内容、事業者が移行を計画した理由について説明。

理由については4点、施設全体が介護施設として使え柔軟な介護が可能になることと、サービス種類が変わることにより介護費用の負担が減少する方もある点、職員の有給休暇取得に柔軟性が出て雇用の継続確保に繋がる点、外国人雇用のさらなる促進に繋がる点、感染症や災害時の対応が迅速安全になる点を説明。

（委員）

まず、住宅型有料老人ホームはデイサービス等を併設していることが多いが、併設しているホームの場合、そのサービスを過剰に提供していることが多く利用者本位になっていない現状があると思っているが、そういった現状は把握しているか。

（米子市）

有料老人ホームの併設サービスを過剰に促すような状況などは把握していない。

（委員）

必要以上にサービスを受けさせられて費用が高騰している利用者もいると思っている。そういった中、今回の転換で利用者の費用負担はどう変わってくるか事業者から説明は受けているか。

（委員）

今回の話、事業所にとっては2つの管理が1つになるということで、効率化、事務の簡素化にはなっていると思う。

(米子市)

料金についてですが、まず介護報酬については、特定施設になることで、サービスの利用上限はなくなる、逆に使っても使わなくても一定金額になる。

保険外の居住代や食事代の金額設定は事業者の任意だが、今回は変更があるかは確認していなかった。

介護報酬が一定額になることで、本人が受けるサービスの自由度は高くなるので、介護自体は安定すると考えていた。

(委員)

料金が包括的になることで、してもしなくても一緒なので、サービスが減る人がいたり、過剰に受けさせられたりする人が出てこないか。本当に利用者にとって良いことなのか。

(米子市)

今後、地域密着型サービスへ移行すると、運営推進会議といった、利用者や地域の方と話し合いをする場が設けられる。そういった場でも意見を伺うことができる。

また、今後、指定書類の受付などの機会でも指導を行うことはできる。

(委員)

運営推進会議で利用者の意見はそんなに聞かないのでは。

(米子市)

会議の構成員に利用者やその家族も含まれるので、意見を伺うことは可能です。

(委員)

実際に運営推進会議に出席しているが、そういった活発な意見の場とはなっていない。あの会議自体ももっといい方法を考えてほしい。

(米子市)

運営推進会議の在り方についてもご意見として承ります。

今後の予定として、年明け以降、順々に入居者へ説明を行っていくことになっている。その際に改めて、どう変わるかなど金額面も含めて、より丁寧に説明してもらおうよう指導したいと思う。

(委員)

今回は指定に向かうとは思いますが、委員会の意見としては日頃から利用者の意見を反映させる仕組みは必要だろうということと、料金形態が変わることにより、得する人、損する人がでてくることへの対応、金額が高騰する人がいた場合、退去せざるを得ない心配はないか

ということがあります。

(委員)

やはり事業者から利用者への丁寧な説明を求めます。

(委員)

それでは、米子市は今日出た意見を事業者へ伝え、指導の方よろしくお願ひします。
続いて議題の(2)へ移ります。

議事内容

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス開始希望事業者について

(米子市からの説明)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの内容について、訪問介護サービスとの違い、今回の事業者の移行内容、事業者が移行を計画した理由について説明。

理由については3点、時間の制約なく、夜間も対応可能なため、柔軟な介護が可能になる点、サービス種類が変わることにより介護費用の負担が減少する方もあり、既存の訪問介護サービスと有利な方を選択できる点、今後地域の在宅介護者への提供も検討している点を説明。

(委員)

現在の利用者はその有料老人ホームの入居者だけなので、やはり料金形態の変化をきちんと丁寧に説明しているかが肝心。

(委員)

入居者はそこから動けないので、事業所の都合でサービスを変えるのは利用者のサービスの選択の自由を奪うことにならないか。そういう問題がないかが心配。

(米子市)

介護保険制度は利用者本位であることが大前提ですので、事業所のサービス形態が変わることによる影響、特にサービス内容や料金については、入居者への丁寧な説明は必須だと思いますので、その点については改めて事業者へ指導したいと思います。

また、選択の自由ということに関しては、今回のケースだと、既存の訪問介護サービスは当面は残す予定です。定期巡回とは一体的な運用が認められているサービスですので、利用者によっては回数が少ない方であれば、今までどおりの訪問介護サービスが有利であればそちらを選択することは可能となっております。

(委員)

今、有料老人ホームも自由に選択できるほど空きがあるわけではないので、利用者はそこから簡単には動けない、他を探しても簡単には見つからない、といった現状はあると思います。そうした中、やはり利用者にとって不利な変更が生じないようにはしてもらいたい。

(委員)

在宅介護者の定義について今後整理があるかなと。有料老人ホーム、サ高住の入居者が受けるサービスは制度上、在宅サービスに分類されると思うが、実際のところ自宅の在宅者とは全然違いますよね。市としてそのあたりも整理というか分析され、それぞれに合った支援を考えたほうがよいかなと思う。

(委員)

その他はよろしいでしょうか。

今回でた意見で議題1も2も共通しているのは、入居者への不利益が生じないように、仮に生じるとしても最大限配慮するということを事業者へ意見として伝えて下さい。

では米子市は今後指定に向かう中で、事業の進捗管理と指導をしっかりと行ってください。